

GX ビジネスモデル創出業務 仕様書

1 概要

2050年カーボンニュートラル実現を目指し、政府方針として、今後10年間で150兆円を超える官民投資を実行していくとされている。和歌山県では、「わかやま資源自律経済ビジョン」や「わかやま成長産業開拓ビジョン」を策定し、GXやサーキュラーエコノミーに関する方向性を明確に打ち出し、取り組みを加速させつつある。県内におけるGXに関連した新たな動きとして、パナソニックエナジー社が新型車載用バッテリーの量産を開始に向けた動きや、ENEOS社がSAFの生産拠点化の準備を進めている。

こうした中、和歌山県では、さらなる県内でのGX産業集積を目指し、県内で新たなGXビジネスの創出や将来的な産業集積のポテンシャル調査、脱炭素経営推進を実現するための事業を実施する。

2 目的

GXビジネス及び脱炭素経営を実施する企業を創出することを目的とする。

3 業務内容

(1) ビジネス創出

県内にGXビジネスを創出するため、県内企業向けにGXについての学び・実践の場を提供

①キックオフイベント

県内でGX産業に参入したい企業を対象にGX産業参入の機運醸成を図るためのキックオフイベントを開催

回数 : 1回

参加者 : 50名程度/回

場所 : 和歌山市内

方法 : オフライン及びオンラインのハイブリッド

②業種別セミナー

県内でGX産業に参入したい企業を対象に業種ごとにGXビジネスの参入機会や切り開いていくべき事業領域等を知るためのセミナーを開催

回数 : 各業種1回程度、上限3業種程度

参加者 : 20名程度/回

場所 : 和歌山市内

方法 : オフライン、または、オンライン

なお、対象業種について、和歌山県と協議の上決定

③面的支援

繊維、家庭用品、化学等の業種ごとにGXビジネスの事業化を目的とした勉強会・ワークショップを開催するとともに、協業可能企業（大企業、スタートアップ、海外企業など）の紹介・マッチングを実施。また、必要に応じて、開発・実証に要する経

費の一部を支援。

業種 : 3～4業種

回数 : 3～4回/業種

期間 : 4～6か月程度

参加者 : 5社程度/業種

場所 : 和歌山市、海南市等

方法 : オフライン、または、オンライン

なお、支援する業種の数や勉強会・ワークショップの回数・期間、開催場所、方法、業種によって紹介・マッチングの有無、開発・実証に要する経費の金額について、和歌山県と協議の上決定。

④個別支援

GX産業に参入したい企業の新たな製品・サービス・技術の開発や脱炭素経営における伴走支援や協業可能企業（大企業、スタートアップ、海外企業など）の紹介・マッチングを実施。また、必要に応じて、開発・実証に要する経費の一部を支援。

参加者 : 5社程度

期間 : 4～6か月程度

方法 : オフライン、または、オンライン

なお、伴走支援はGX産業における事業化の豊富な経験を持ち、各種業界の技術やサプライチェーン等に精通した方による支援であることが望ましい。支援する企業数や伴走支援の期間、開催方法、企業によって紹介・マッチングの有無、開発・実証に要する経費の金額について、和歌山県と協議の上決定。

(2)ポテンシャル調査

GX産業を和歌山県に集積させることを目的として、県内におけるGX産業集積に関するポテンシャル調査を実施

なお、本調査は、電池や洋上風力、その他テーマで、他地域と比較したときの優位点や県内企業の参入可能性、誘致候補企業洗い出し等を行うとともに、目指す方向の実現性と課題を探る趣旨の内容を含めること

(3)脱炭素経営支援及び支援機関ネットワーク構築

①ネットワーク（NW）の運営支援

支援機関の知識の底上げ及び情報共有のため、規約に定める幹事会を毎月1回程度、NW（支援機関向けセミナーを含む）を年2回程度開催し、事前、当日の運営支援を行う。開催にあたっては、次の点を踏まえて実施するものとする。

- ・支援機関が主体的に議論できるよう、事前準備として企画提案、資料作成等を行うとともに、場合によっては当日のファシリテートを行う。
- ・資料作成にあたっては、下記⑤に定める情報収集や⑥に定めるヒアリングで得た情報を活用しながら行うこととする。
- ・資料作成や運営にあたっては、NW参画支援機関が主体的に県内企業の脱炭素経営を支援していけるよう、考慮して実施する。

②県内企業向けセミナーの運営

県内企業向けに年4回程度セミナーを開催する。セミナーの開催にあたっては、講師候補抽出、決定後の講師との調整等を行うとともに、場合によっては会場準備、当日の進行管理等を行う。なお、開催内容については、①の幹事会の意見を反映して決定することとする。

③支援ツール（事例集・支援機関保有支援メニュー等）及び周知啓発ツールの作成・更新

支援機関が支援を実施した情報（被支援企業の基本情報、実施内容、実施結果等）をもとに、支援ツールを作成・更新する。

- ・脱炭素経営を実践している県内企業の事例の追加
- ・業界別の課題解決の事例の追加・更新（2業界程度）
- ・支援機関の支援メニューを更新（随時）
- ・県内企業向け周知啓発ツールの作成（A4フライヤー形式）

なお、ツールは、支援機関スタッフが企業訪問時に持参して、活用することを想定。

④支援制度・先進事例の情報収集

国や県内市町村等、本県以外の補助金等の支援情報、他都道府県企業の脱炭素経営に関する取組の先進事例の情報を随時収集し、和歌山県に提供する。

⑤県内中小企業のヒアリングの実施・ニーズ課題の把握

和歌山県が指定した5社程度を対象に、脱炭素経営に関する意識や、脱炭素経営の取組等について、ヒアリングを行い、結果をとりまとめる。

また、県内企業向けに広くアンケートを実施することにより、ニーズ・課題を把握し、結果をとりまとめる。

⑥相談窓口

脱炭素経営相談窓口を設置し、県内企業の相談に応じ、相談内容に応じた支援機関との調整、支援策の紹介等を行う。

また、HP掲載依頼のあった民間支援機関と面談の上、掲載内容を協議し掲載する。年1回程度の更新を行う。

運営に関して、脱炭素経営に知見のあるスタッフを配置し、その他の運営方法については和歌山県と協議すること。

なお、県予算を財源として実施する取り組みのため、支援活動中における個別の商品の営業、見積り、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止とする。

⑦事業者向けGXポータルサイトの作成・更新・運用

事業者向けGXポータルサイトを和歌山県と協議の上作成・更新・運用するとともに、SNSの運用を実施

- ・使用するCMSやSNSは、和歌山県と協議の上、決定すること
- ・各種ブラウザで適切に表示されるものであること。また、PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末でも最適に表示されるようにすること
- ・Webサイト全体を常時SSL化すること
- ・Webサイト及びSNS開設にあたり必要なサーバは、受託者が用意するものとし、レンタルサーバを利用すること

- ・ 外部からの不正アクセスや内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を講ずること
- ・ コンピュータやサーバは、十分なウイルス感染防止策を講ずること
- ・ CMS の利用に当たっては、次の対策を施すこと
 - a セキュリティアップデートを定期的に適用し、最新の状態を維持すること
 - b ファイル等に不必要な権限が付与されていないか、定期的にパーミッションを確認すること
 - c 特定管理者を除く利用者が root 権限を得られないように設定すること
- ・ サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと
- ・ 運用保守要件
 - a 当該業務を行うために必要となるシステムについて、設計書・マニュアルを細部まで理解し、正確な業務推進と適切なシステム保守を行うこと
 - b バージョンアップを行う際には、必ずアプリケーションに及ぼす影響についての調査を行うこと
 - c Web サイトの運用上必要な全ての OS、ミドルウェア、ソフトウェア等について、サポート切れ及びライセンス違反にならないよう、適切に管理及び助言を行うこと
- ・ Web サイト及び SNS 開設までに設計書及び運用マニュアルを納品すること

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

5 予算上限額

3 4, 4 6 4 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 実績報告

実績報告書を電子媒体、または適した手段により業務期間内に提出すること

ポテンシャル調査に関しては、本事業全体の実績報告と分けて、公表可能な報告書（PowerPoint 形式及び PDF 形式）及びその基礎データを成果物とする

（提出先）

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県商工労働部企業政策局成長産業推進課 田村

E-mail : tamura_y0026@pref.wakayama.lg.jp

7 その他

- （1）業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- （2）受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、

不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。

- (3) Web サイト及び SNS の開設にあたっては、制作した成果品の著作権及び所有権は、和歌山県に帰属するものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託事業者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託事業者の負担とすること。
- (4) 受託事業者は、業務期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもってデータ等を引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。
- (5) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議の上、決定すること。